

地域で声かけ助け合い制度

～災害時に地域で支える要援護者避難支援～

松阪市では、災害時に自力または家族などの支援だけでは避難することが困難な高齢者、障がいのある方達(災害時要援護者)を災害から守るための避難支援制度をスタートします。

災害時要援護者の支援制度とは

1人暮らしの高齢者や障がいのある方など災害が起きたときに手助けを必要とする方に対して、すみやかに避難できるよう、お住まいの地域で連携して避難支援をしていく制度です。
普段からの地域の助け合い(共助)によって、少しでも災害時の被害を減らそうとするものです。



災害時要援護者とは

対象となる人は

- | | |
|---|----------------------------------|
| 1 | 65歳以上のひとり暮らし又はすべての世帯員が65歳以上である世帯 |
| 2 | 心身に障がいのある方 |
| 3 | 難病者 |
| 4 | その他、災害時の支援が必要であると思われる方 |

災害時に支援を受けるには

常に自分の身は自分で守るという意識を持って、普段から積極的に周囲の方々と交流するよう心がけましょう。

- ① 災害時に支援を受けるには、事前に災害時要援護者登録申請書(裏面)を直接、市又は自治会、民生委員・児童委員等を通じて提出いただきます。
- ② 登録には、支援のために必要な個人情報を地域の団体(住民協議会、自治会、消防団、自主防災組織、民生委員児童委員等)や地域支援者への情報提供に同意できる方とします。
- ③ 災害時要援護者登録申請書は、防災対策課、各振興局地域振興課に備えてあります。

※ 申請したからといって、災害の状況などによっては、必ず支援を受けられるとは限りません。

地域支援者とは

「地域支援者」として一番望ましいのはあなたの「隣近所の人」です。
※地域支援者には、できる範囲での支援をお願いするもので、支援活動を行うにあたり責任を伴うものではありません。



(問い合わせ先)

松阪市 防災対策課 TEL: 0598-53-4034 FAX: 0598-22-1055 E-mail: bousai.div@city.matsusaka.mie.jp